

報告第14号，第15号

令和2年7月29日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報 告 目 次

報告第 14 号	専決処分の報告について	1
報告第 15 号	専決処分の報告について	3

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年7月29日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

專 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年7月9日

鈴鹿市長 末松 則子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

1 損害賠償の額

778, 822円

2 和解の相手方

3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和２年２月３日、五祝町地内の市道五祝３６３号線において、職員が公用車を運転中、交差点に進入した際、当該交差点に左方から進入してきた相手方車両の右前部に当該公用車の前部が衝突したもの

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年7月29日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

鈴鹿市長 末 松 則 子

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

令和2年3月23日、東江島町地内の江島公園において、相手方の子がその友人と遊んでいたところ、当該公園内に設置されていた破損した看板の固定金具で左腕を負傷したもの。